



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年 1月13日金曜日 第2839号

◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....	(情報政策課).....	9
救急病院の協力申出.....	(医療対策課).....	9
知事指定薬物の指定の失効.....	(薬務衛生課).....	9
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件).....	(経営支援課).....	10
保安林の指定施業要件の変更に係る掲示(3件).....	(森林整備課).....	11
愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....	(会計課).....	12
道路の供用開始(県道大下白湯線).....	(東予地方局今治土木事務所).....	12
道路の区域変更(県道松山伊予線).....	(中予地方局管理課).....	12
道路の供用開始(一般国道494号).....	(").....	13
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	(南予地方局地域福祉課).....	13
土地改良区連合役員の就退任の届出.....	(南予地方局農村整備課).....	13
医師の指定.....	(福祉総合支援センター).....	13
指定医師の所在地の変更.....	(").....	14

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....(男女参画・県民協働課).....14

選挙管理委員会告示

参議院選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表.....(選挙管理委員会).....14

公営企業告示

落札者等の告示(2件).....(公営企業管理局総務課).....17

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第19号

次のとおり落札者を決定した。

平成29年 1月13日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
電子メール添付ファイルの無害化システムの購入 一式	愛媛県企画振興部政策企画局情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成28年12月12日	ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPTタワー	66,960,000円	一般競争入札	平成28年10月28日

○愛媛県告示第20号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成29年 1月13日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
放射線第一病院	今治市北日吉町一丁目10番50号	医療法人順天会	平成32年1月5日まで

○愛媛県告示第21号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

平成29年 1月13日

愛媛県知事 中村時広

- 指定が失効する知事指定薬物の名称
 - メチル = 2 [1 - (シクロヘキシルメチル) 1H インドール 3 カルボキサミド] 3 - メチルプタノアート(通

- 称名AMB CHMICA)及びその塩類
- (2) 2 (4 エトキシ 3, 5 ジメトキシフェニル)エタンアミン(通称名: Eacaline)及びその塩類
- (3) N (1 フェネチルピペリジン 4 イル) N フェニルフラン 2 カルボキサミド(通称名Furanyfentanyl、Fu F)及びその塩類
- (4) 前各号に掲げる物を含有する物

- 2 失効の理由
当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。
- 3 失効の日
平成28年12月31日

○愛媛県告示第22号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成29年 1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
フレッシュバリュー西原店	新居浜市西原3丁目甲1410番1	大規模小売店舗の名称	バリュー市場 新居浜店	フレッシュバリュー西原店	平成22年12月1日	平成28年12月26日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第23号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成29年 1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
フレッシュバリュー高市店	今治市高市字頓田甲787番地7	大規模小売店舗の名称	バリュー今治店	フレッシュバリュー高市店	平成22年12月1日	平成28年12月26日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第24号

保安林の指定施業要件の変更（平成28年12月2日愛媛県告示第1327号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年 1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Rows include locations like 宇和島市津島町山財3955 and 4011, 4022, 4032, 4036, 4047, 4057, 4058, 4094.

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第25号

保安林の指定施業要件の変更（平成28年12月2日愛媛県告示第1326号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を愛南町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

告示する。

平成29年 1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Rows include locations like 南宇和郡愛南町御荘和口1102, 1103.

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第26号

保安林の指定施業要件の変更（平成28年12月2日愛媛県告示第1329号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を愛南町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年 1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Rows include locations like 南宇和郡愛南町御荘菊川484.

"	南宇和郡御荘町大字菊川128番戸 石川 義 秀	"
"	南宇和郡御荘町大字菊川116番戸 木 下 要 吾	"
"	南宇和郡御荘町大字菊川117番戸 桐 林 松 治	"
"	南宇和郡御荘町大字菊川114番戸 井 関 類 太	"
"	南宇和郡御荘町大字菊川112番戸 尾 倉 芳 松	"
"	南宇和郡御荘町大字菊川110番戸 山 平 寅 吉	"
"	南宇和郡御荘町大字菊川109番戸 藤 村 万 太郎	"
"	南宇和郡御荘町大字菊川108番戸 尾 崎 温 和	"
"	南宇和郡御荘町大字菊川107番戸 尾 崎 運 太郎	"
"	南宇和郡御荘町大字菊川イ121番戸 河 野 清 吉	"
"	南宇和郡御荘町大字菊川123番戸 尾 崎 茂 市	"

"	南宇和郡御荘町大字菊川127番戸 前 田 熊 太郎	"
"	南宇和郡御荘町大字菊川128番戸 石 川 又 市	"
"	南宇和郡御荘町大字菊川122番戸 松 本 丑 松	"
"	南宇和郡御荘町大字菊川120番戸 倉 田 定 太郎	"

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第27号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

平成29年 1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可年月日
	住 所	氏 名 又 は 名 称	新	旧	
丹第14号	西条市周布349番地 1	西条西交通安全協会	売りさばき人住所 西条市周布349番地 1 売りさばき所 西条市周布349番地 1 西条西警察署内	売りさばき人住所 西条市壬生川124番地 1 売りさばき所 西条市壬生川124番地 1 西条西警察署内	平成28年 12月19日

○愛媛県告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大下白湯線	今治市関前岡村甲18番 2 地先から 同市関前岡村甲697番20まで	平成29年 1月13日

○愛媛県告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山伊予線	松山市和泉南二丁目163番 1 から 同市和泉南三丁目400番 1 地先まで	旧	メートル 7.7～ 9.3	キロメートル 0.071	
			新	15.0～ 17.3	0.071	

○愛媛県告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	494号	東温市河之内字割石東山乙1624番47から 同字乙1624番48まで	平成29年 1月13日
"	"	東温市河之内字割石東山乙1624番37	"

○愛媛県告示第31号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成29年 1月13日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉 サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810300610	株式会社 あけぼの	愛媛県宇和島市三間町 黒井地1594番地23	中 矢 清 介	居宅介護	ヘルパーステーション あいが	愛媛県宇和島市三間町 黒井地1594番地23	平成28年 12月23日
3810300610	株式会社 あけぼの	愛媛県宇和島市三間町 黒井地1594番地23	中 矢 清 介	重度訪問介護	ヘルパーステーション あいが	愛媛県宇和島市三間町 黒井地1594番地23	平成28年 12月23日

○愛媛県告示第32号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、南予用水土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成29年 1月13日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 下 和 彦	西宇和郡伊方町湊浦1002番地20

○愛媛県告示第33号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成29年 1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
音 声 、 言 語 機 能 障 害	脳神経外科	社会医療法人社団更生 会村上記念病院	藤 田 仁 志	西条市大町739番地	平成 29年 1月 1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼 吸器・ぼうこう又は直腸・小腸 機能障害	外 科	社会医療法人石川記 念会H I T O病院	赤 岩 讓	四国中央市上分町788番地 1	平成 29年 1月 1日
小 腸 ・ 肝 臓 機 能 障 害	内科、消化器 内科	市立大洲病院	土 居 裕 和	大洲市西大洲甲570番地	平成 29年 1月 1日

○愛媛県告示第34号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成29年 1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
佐藤 秀 樹	市 立 宇 和 病 院	西予市宇和町卯之町1-246	市 立 大 洲 病 院	大洲市西大洲甲570番地	平成28年 12月1日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年 1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成29年 1月 4日	特定非営利活動法人 まこと	鈴木 公 生	松山市南久米町149番地5 第6 ゴトービル406号	この法人は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、高次脳機能障がい者に対して、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援し、もって障がい福祉の増進を目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第1号

平成28年 7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成29年 1月13日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年 7月10日執行 参議院選挙区選出議員選挙（愛媛県選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 39,201,300円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	永 江 孝 子	所 属 党 派	無 所 属	期 間 平成28年 5月13日から 第1回分 平成28年 9月1日まで 第2回分
出納責任者氏名	渡 部 宰			

収 入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
民進党		27,000,000円

その他の寄附 0件 0

支 出

人件費	1,841,125円 (0円)
家屋費	496,859 (0)
選挙事務所費	496,859 (0)
集会会場費	0 (0)
通信費	152,473 (0)
交通費	158,751 (0)
印刷費	2,471,690 (0)
広告費	1,510,927 (0)
文具費	9,662 (0)
食糧費	144,029 (0)
休泊費	197,700 (0)

その他の収入	0	雑費	94,569 (0)
今 回 計	27,000,000	今 回 計	7,077,785 (0)
総 計	27,000,000	総 計	7,077,785 (0)

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	317,900円
	ピラの作成	852,600円
	ポスターの作成	1,301,190円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	274,320円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	205,200円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,180円
	計	3,149,390円

報告書受理年月日	平成28年 7月25日	第 1 回 報 告 分
	平成28年 9月 7日	第 2 回 報 告 分

候補者氏名	森 田 浩 二	所属党派	幸福実現党	期 間 平成28年 5月10日から 平成28年 9月 8日まで 第 1 回分 第 2 回分 第 3 回分 第 4 回分
出納責任者氏名	森 田 浩 二			

収 入				支 出	
主たる寄附	(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	169,054円 (0円)
幸福実現党			1,100,000円	家屋費	736,910 (0)
幸福実現党愛媛県本部			4,500,000	選挙事務所費	736,910 (0)
及川幸久後援会			1,940,000	集合会場費	0 (0)
渡部孝子		無 職	700,000	通信費	688,847 (0)
その他の寄附		4 件	39,400	交通費	46,060 (0)
その他の収入			0	印刷費	1,640,369 (0)
今 回 計			8,279,400	広告費	1,086,705 (0)
総 計			8,279,400	文具費	14,265 (0)
				食糧費	0 (0)
				休泊費	25,820 (0)
				雑費	66,005 (0)
				今 回 計	4,474,035 (0)
				総 計	4,474,035 (0)

	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ピラの作成	0円

支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成28年 7月15日 平成28年 7月27日 平成28年 8月24日 平成28年 9月 8日	第 1 回 報 告 分 第 2 回 報 告 分 第 3 回 報 告 分 第 4 回 報 告 分
----------	--	--

候補者氏名	山本 順 三	所属党派	自由民主党	期 間 平成28年 4月11日から 平成28年10月 5日まで	第 1 回 分 第 2 回 分 第 3 回 分 第 4 回 分
出納責任者氏名	柴 田 泰 彦				

収 入			支 出		
主たる寄附			人件費	3,048,500円	(0円)
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	1,050,752円	(0)
自由民主党愛媛県参議院選挙区第三支部		5,000,000円	選挙事務所費	327,160円	(0)
山本順三後援会		2,000,000円	集会会場費	723,592円	(0)
			通信費	204,831円	(0)
			交通費	77,110円	(0)
			印刷費	2,513,245円	(0)
			広告費	1,199,008円	(0)
			文具費	17,820円	(0)
			食糧費	477,536円	(0)
その他の寄附	0件	0	休泊費	283,360円	(0)
その他の収入		0	雑費	912,573円	(0)
今 回 計		7,000,000	今 回 計	9,784,735円	(0)
総 計		7,000,000	総 計	9,784,735円	(0)

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	320,025円
	ビラの作成	852,600円
	ポスターの作成	1,340,620円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	329,484円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,625円
	計	3,249,322円

報告書受理年月日	平成28年 7月25日	第 1 回 報 告 分
	平成28年 8月10日	第 2 回 報 告 分
	平成28年 8月23日	第 3 回 報 告 分
	平成28年10月 6日	第 4 回 報 告 分

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第1号

次のとおり落札者を決定した。

平成29年 1月13日

愛媛県公営企業管理者 俊野 健治

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
マルチスライスCT 2式 (月額賃借料/県立今治病院、県立新居浜病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成28年12月19日	株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3番27号剛堂会館内	11,284,920円	一般競争入札	平成28年11月4日

○愛媛県公営企業告示第2号

次のとおり落札者を決定した。

平成29年 1月13日

愛媛県公営企業管理者 俊野 健治

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
注射薬自動払出システム 1式 (月額賃借料/県立中央病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成28年12月19日	日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋一丁目3番1号	1,441,800円	一般競争入札	平成28年11月4日